

亀山市告示第156号

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により送達すべき書類については、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく、送達することができないので、同法第20条の2第1項及び亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和8年8月13日

亀山市長 櫻井 義之

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

文書記号番号 亀税第01-1114号

2 送達を受けるべき者の氏名

(1) RIAN HERDIANSAH

(2) 三好 瑛子

(3) KISWANTO

(4) CHEN JIAXING

(5) 石川 翔

(6) 岸本 圭太

(7) 宮崎 優治

(8) XA VAN HUY

(9) HAN DINH THIEN

(10) MYO KO AUNG

(11) YAN LIN AUNG

(12) LKHAGVASUREN KHURELBAATAR

(13) QUACH THI NHU

3 当該書類は亀山市総務財政部税務課で保管し、2に掲げる者から申出があった場合はいつでも交付する。